

議案第 5 1 号

日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部改正について

日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別
紙のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

日野町長 堀 田 淳 一

日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

自治体情報システムの標準化に伴い、住登外者（住民登録はないが、事務処理上記録が必要な者）の登録・管理を一元的に行う「住登外宛名番号管理機能」が共通機能として設けられることとなったが、この機能を扱う事務について、マイナンバーの独自利用を行う事務等として条例に定める必要があるとの見解が国から示された。

本町で整備中の統合宛名システムが当該機能を有していることから、独自利用を行う事務等として条例に定めるもの。

2 改正内容

- （１）独自利用事務として、個人番号の利用範囲に住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加する。【別表第１関係】
- （２）特定個人情報の庁内連携を行う事務又は同一地方公共団体内の他機関への情報提供を行う事務として、住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加する。【別表第２・別表第３関係】

3 附則

公布の日から施行する。

日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年日野町条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
(個人番号の利用に係る事務) 第4条 略 2及び3 略 <u>4 町長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</u> <u>5 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u> 別表第1(第4条第1項関係) <table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>5 町長</td><td>社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務</td></tr></table>	機関	事務	略		5 町長	社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務	(個人番号の利用に係る事務) 第4条 略 2及び3 略 <u>4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u> 別表第1(第4条第1項関係) <table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>5 町長</td><td>社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務</td></tr></table>	機関	事務	略		5 町長	社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務
機関	事務												
略													
5 町長	社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務												
機関	事務												
略													
5 町長	社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務												

6 町長	住登外宛名番号管理機能（町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務
7 教育委員会	住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務

別表第2(第4条第2項関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	日野町特別医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 国民健康保険給付資格者等情報 (5) 住登外者宛名情報
2 町長	社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務	(1) 地方税関係情報 (2) 生活保護関係情報 (3) 住登外者宛名情報
3 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	住登外者宛名情報

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	町長	地方税関係情報

別表第2(第4条第2項関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	日野町特別医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	地方税関係情報
2 町長	社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務	地方税関係情報

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	町長	地方税関係情報

2 教育 委員会	住登外者宛名番号管理機能 による住登外者の情報の管 理に関する事務	町長	住登外者宛名情報
-------------	---	----	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。